

琉球国中山王の、実達魯等を旧港へ遣わす執照

(一四二八、九、二四)

琉球国中山王、船隻の事の為にす。

宣徳三年(一四二八)九月内、王相懷機の呈に拠るに称すらく、
 本国の頭目の実達魯等の告称する有り、便ち海船一隻を駕使し、
 磁器等の貨を装載して旧港に前往し、買売せんと欲す、と。未だ
 敢えて擅便せず。文憑無きに縁り、誠に所在の官司の盤阻して便
 ならざるを恐る。告して施行を乞う、とあり。

此れを准け、王府、除外に今、義字七十七号半印勘合執照を給
 して本人等に給付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘
 の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難
 して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至る
 べき者なり。

今開す

宣徳三年(一四二八)九月二十四日

執照

注*本文書は「四〇〇六」の咨とともに発給された執照である。

(1) 王相懷機の呈 以下の「本国の…」より注(3)まで。

(2) 実達魯等の告称 「便ち…」より「買売せんと欲す、と」ま
 で。

(3) 告して施行を乞う、とあり 注(1)の終り。

琉球国中山王尚真の、勿頓之玖等を暹羅国へ遣わす執照

(二五〇九、八、一八)

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便
 と為す。此の為に今、正使勿頓之玖・通事梁敏等を遣わし、寧字
 号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅国の出産の地面
 に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め
 下年に大明天朝に進貢するに備う。

所廻りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の
 盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字一百七十二号
 半印勘合執照を給して正使勿頓之玖等に付し、収執して前去せし
 む。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わ
 ば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむ
 る母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 勿頓之玖

副使二員 飯土 参魯每

通事二員 梁敏 蔡樟